

いう脆弱な体質でございます。また、需給調整の撤廃ということを大きな柱といたしました規制緩和によりまして、事業者数は平成二年の四万社から現在六万二千社と、一・五倍という状況でございます。

この状況で大変厳しい競争があるわけでございますが、日本銀行の調査によりますと、運賃は平成十二年度を一〇〇とした場合、平成十七年度は九六・三と低下傾向にございます。大変、極めて厳しい経営状況にございます。

また、加えて、昨今の異常とまでも言えます原油価格の高騰によりまして、軽油価格、平成十五年度は平均一リットル六十四円でございますが、本年九月には一・五倍の九十六円ということになってございまして、十五年度と十九年度と比較しますと業界全体で五千五百億円のコスト増という状況でございまして、今後もこうした状況の継続が見込まれますので、大変厳しく、もはや自助努力の限界を超えているというふうに認識をしております。

○坂本由紀子君 誠に深刻な状況にあるというのはいまお述べになったとおりで、私も誠にそのとおりだと思っております。もう放置できない状況に來ておると思うのですが、この点についてどのようにお取り組みを、改善のためにどのようにお取り組みをされていかれるおつもりなのでしょうか。○政府参考人（神谷俊広君） お答え申し上げます。

大きく三点申し上げたいと思っております。まず一点は、まず喫緊の課題であります軽油価格高騰対策につきましては、こういった問題に対応した適正な運賃設定を図るための環境整備というものを我々行政は何としてでも図っていかねばならない。このようにして、一昨年におきましては当時の北側国土交通大臣から経団連の会長、そしてまた日商の会頭に対して、そしてまた昨年は国土交通事務次官から経団連の副会長、そして日商会頭に対して、トラック業界の置かれた窮状を説明し、

運賃の円滑な転嫁について荷主サイドの理解をいただけるよう要請をいたしたところでございまして。また本年は、昨今のこの極めて危機的な状況を踏まえまして、近々、冬柴国土交通大臣から経団連及び日商の両トップに対して同様の要請を実施することになっております。また、全国各プロックでございますけれども、そのプロックを所管いたします運輸局長から各地域の経済団体にも同様の働き掛けをさせていただきます。

二点目でございますが、先ほどの経産省さんからの御答弁もございましたが、私もこの規制緩和におきます競争激化の中で、軽油価格の高騰分も含めた適正な運賃を設定するためには、荷主、それから元請事業者、下請事業者、それぞれの取引におきまして関係者間の理解と信頼を共有化しながら適正な価格協議が行われる環境を整備しなければならぬと考えております。

御承知のように、現在でも下請法あるいは独禁法におきましてしるべく規制は実施されておりますが、さらにこの下請適正取引の推進を通じまして中小企業の底上げを図るために、私も近々、中小企業庁の方にも御参加をいただき、トラック業界の代表、荷主業界の代表も参加の上、検討委員会を設置いたしまして、下請・荷主適正取引推進ガイドラインを策定したいと考えております。そしてまた、その中で問題となりまます行為の実態把握でございますかと望ましい取組についても示していきたいと考えております。

三点目は、予算要求、税制改正の絡みでございますが、今日、地球温暖化問題が国家の喫緊の課題であり、また交通安全対策、政府全体で取り組んでおります中で、トラック業界に対してはより一層の環境対策あるいは安全対策の推進が求められております。このように非常にコストが掛かりますものから、できる限りその負担を軽減するというところで、例えば税制につきましては、平成二

十年度の改正要望におきまして、軽油引取税収入の一定額に相当する額を都道府県から地方トラック協会に補助金として交付していただいております運輸事業振興助成交付金の延長をお願いしておりますし、予算につきましても低公害トラックの助成に対する拡充をお願いをしております。

○坂本由紀子君 今ガイドラインを策定するという御説明がありました。ガイドラインの策定について、おおよその時期的なめどとかお決まりなんでしょうか。また、その中身についてもう少し詳しく、もしお決まりましたら御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人（神谷俊広君） ガイドラインの策定スケジュールにつきましては、今年度内を目標に作ってまいりたいと思っておりますが、中間的なものを年内に出せればというふうに考えております。

内容につきましては、先ほど経産省さんの方からも御説明がありましたようなものでございまして、いわゆる独禁法において、あるいは下請法において問題となる行為あるいは望ましくない取引慣行を実態を把握する、そしてまたそういったその実態を具体的に類型化するということ、それから一方で関係者によりすばらしい取組につきまして、取引の取組につきまして、それを模範事例として提示をするということを含頭で考えております。

○坂本由紀子君 それでは、そのような業界の経営の改善につながり、そして一人一人の働く人たちの豊かさにつながるような業界でのお取り組みがなされるようにしっかりと対策をお進めいただきますようお願いを申し上げます。

大臣にお伺いしたいのですが、人件費負担の対策としてどのような取組をするか、最も力を入れていただくのは何かということを調査したものがあつて、これによりまして、ちょうどオイルショックの後には価格や料金の引上げというものがある企業と比較的多かつたんでございまして。最近では、人員削減とか欠員の不補充、

それから職能給など賃金制度の改善をするとか、あるいは特に直近ではパートの切替えですか、下請や派遣労働者を活用するということなども増えてきておるわけでございます。

このように企業の取組の実態を考えると、今回の最低賃金法の改正によつて最低賃金額の引上げが行われるということ自体は私は好ましいことだと思っておりますが、そのことが非常に経営難に陥っている企業の倒産につながったり、あるいは企業がそのことによつてむしろ人減らしをしたりとかいうようなことになると、これは労働者のためにはならないわけでございます。そういう意味で、この問題を解決するためには、企業の生産性の向上とか経営の安定が図られるように、厚生労働省だけではなくて経済産業省、国土交通省を始めとして業所管官庁と十分な連携を取って、政府として総合的な取組をしていただくことが非常に重要ではないかと思っております。大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来、坂本委員が別の角度からこの最低賃金の問題を取り上げられておられるわけでありまして、私も、要するに産業政策と雇用政策は非常にコーディネートしながら一体化されないと絵にかいたもちに終わってしまうことだろうと思っております。

今御指摘されましたように、経営者の立場から見たときに、グローバルライゼーションというのがあつて非常に国際競争力にさらされる。ですから、消費者に価格を転換する形でコスト増を対応できないと。そうすると、どこかというところ、片一方でIT化、情報化ということが進んでいけばそれもまた人減らしにつながる。そういうことですから、私は常に思っているんですけど、社会全体としてどういう政策パッケージを取るのか。

だから、産業政策もありますね。今我々はこの雇用政策で最低賃金の話ばかりしているけれど

ども、全体から見たときに社会全体のコスト、それは例えば安心というコストもその中に入る。ですから、例えば終身雇用制とか年功序列であるとか、こういういわゆる日本の経営の柱だったものが言わば流動化されて時代遅れになったような感じがするけれども、しかし安心というコストを考えたときに、それもひよつとしたら悪いことではないかもしれないです。

だから、そういう意味でこれから日本の本のかじ取りをやっていくときに、どういう方向でコストを下げて、しかしみんなが本望に希望と安心を持って生活できるんだらうかと、こういう観点が必要だと思えますので、今おっしゃったことは、産業政策、これは今日、国土交通省、中小企業庁、経済産業省ありますけれども、内閣全体としての課題だということに考えておりますので、何度でも申し上げます。福田内閣は希望と安心の内閣でございまして、必要であれば関係閣僚会議を開くようなことも含めて私はこの問題にきちんと対応する。つまり、格差の問題であるとか小泉内閣の改革の光と影という、言葉では言っているだけけれども、どこが問題あるかというときに、今、坂本委員がおっしゃったような問題提起は極めて重要だと考えております。

○坂本由紀子君 外添大臣のリーダーシップで是非この問題の解決に向けて大きなお取り組みをいただきますよう、心から御期待を申し上げます。

次に、法案の中身について伺いたいのですが、先ほど午前中も少し議論になったのですが、最低賃金の適用除外、旧法では第八条で適用除外としておりましたが、今回の改正法では最低賃金の減額の特例という規定の仕方になりました。内容的には、障害者だけではなくて試験の使用期間中の者等々があるわけではななくて、すなわちこの条文新しく改正するに当たって具体的にどのような点がどう変わっていくのかというのをお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 今般の改正におき

ましては、最低賃金法、現行法第八条の適用除外の規定が改正をされて減額の特例ということに、第七条で減額の特例ということになるわけでありまして、これは最低賃金の安全網としての機能を強化するという観点から、現在行政サイドにより決定されている地域別最低賃金をすべての労働者の賃金の最低限の水準を保障しよう行政機関に決定を義務付けることとしているという観点からすると、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましいということでありまして、減額措置が可能であるならば、それは適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するというところで、今申し上げましたように、八条で定める適用除外の規定を廃止しまして、新たに七条として減額措置ということ規定をするということにしたわけであり

具体的には、今回の改正によって減額措置の対象となる労働者に対しても最低賃金が適用されるということになりますので、これに違反した場合には直ちに罰則が適用されるということでありまして、当該労働者に対する賃金不払の防止にも資するものというふうに考えております。

○坂本由紀子君 私は、かつてこの最低賃金の適用除外の申請が出ている事業場に監督官が出掛けていって、その審査をする場に立ち会ったことがあります。その人に実際に作業をしてもらって、どのくらいのスピードで作業をするかというふうなことを確認しながら審査をしておりました。ですから、そういう意味で、一人一人について本当に作業の能力が最低賃金の適用除外、今回は減額になります。そういうする必要のあるのかどうか、あるいはその程度がどのくらいなのかというところをこれから見たいんだと思うんです。それはそれで大事なことで、しっかりやっていただかなければならないと思います。

一方、特に最近、障害者の方の自立意識が

高くなってきていて、重度の障害を持つている方、場合によって重複障害、身体障害と知的障害、両方持っているというふうな方も働きたいと思っておられる方が増えています。

そういう状況の中で、この最低賃金の適用除外の許可がどうかという数字を見てみますと、例えば精神障害について言えば、平成十六年、十七年、十八年で適用除外を許可した件数は、十六年が三千二百八十二、十七年が三千三百七十七、十八年が三千四百九十二というところで余り変わっていないのであります。身体障害者の方についても、この許可件数というのは余り変わっていません。

ハローワークでの障害者の就職件数というのは、このところかなり大幅に伸びています。そして、障害者の方で就職をしたというハローワークに求職登録をしていながらまだ就職できていないという方は何万といらっしゃると思います。そして、現に企業の中で、雇用率制度があるわけですが、障害者の雇用数が足りなくて、あとのくらの障害者の方を雇用しなくては行けないかというところ、その数は八万人なんでございます。そうすると、それだけの方々がスムーズに企業の方に就いて雇用されることができれば、企業も社会的責任を果たしていただけるわけですし、また障害者の方は働く場を得て所得も従前以上に確保できますので、大変望ましいことなわけでございます。

一方、先ほどの午前中の質問にもありましたように、この適用除外の許可を安易にしてもらうては困ると、障害者の配慮に欠けるようなことがあってはならぬということが往々にして国会で指摘されます。あと、やはり監督署の体質として保護を重要に考えますので、できるだけこういうことは少なくしようという配慮が働いているんだらうと思います。

一方、先ほど大臣も善意の配慮とおっしゃいましたが、ハローワークのサイドから見ると、できるだけ雇用機会が得られるようにしたいと。特に、最初は仕事にも慣れませんから、最低賃

金よりも低い所得でも徐々に慣れさせて所得が上がるようにしないかということ、最低賃金のあえて適用除外をしても雇用の場の確保をしたいという配慮という違う物の考え方もあるわけでありまして。

同じ厚生労働省の中の同じ第一線の機関の中でそれぞれ違う、何というか、違う物差しを持って当たることになるのかと思いますが、大事なことは、障害者の方、それ以外の方もいらっしゃると思いますが、きちっと働ける場を得て、そしてその保護が手厚くなっていくことだろうと思っております。

そういう意味で、この試みの使用期間中の者とか、あるいは職業訓練中の方というふうなことがいわれていることも念頭に置きながら、この規定の適用をさせていただくということが大事な点ではないかと思っておりますが、この点いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに、今委員が御指摘になりましたような言わば相反するいろいろな要請があります。現実には、障害者の方を始め訓練中の人たちにつきましても、雇用の場の提供と同時に、そのきちんとした適正な賃金の支払ということとは同時に満たしていただければならないというふうな思いもしております。

私の方としては、最低賃金の適用除外は現在許可でやっているわけですが、それによって、業務の遂行に直接支障を与えるような障害がある場合にも、その程度が著しい場合にものみ許可をする、あるいは賃金の額についても最低賃金の適用を受けようとする他の最下層の能力者よりも労働能力が低い割合に対応する金額を減じた額を二回つけないかというふうなことで適用しているわけではございません。委員もお触れになりましたように、それを担保するために、実際許可をするに当たっては、現地に赴きまして実地調査を行って、実績を十分把握し、適切に判断していただくようにいたします。減額の特例でも同じでございます。

たことでも事務を進めていきたいというふうに思っております。

「ついつつ」ものを踏まえまして、今度のことでは、減額の特例について、厚生労働省令で定めることにより具体的な条件というものを決めるということにしておりますので、そういったものを踏まえまして省令なども策定してまいりたいというふうに思っております。

○国務大臣(舛添要一君) その問題の一つの解決策は、雇用の機会を広げるという意味で減額の特例をする、しかし半年ごととか一年ごとには必ずフォローアップをやるということがあれば相当解決できると思っております。それを必ずルールの中に入れていきたいというふうに思います。

というのは、正に坂本委員の地元で、静岡、その技能五輪があり、同時にアピリンピックがありました。これはインディキップを持った方々の技能の国際大会です。日曜日、私は表彰式、開会式行ってまいりましたが、日本は十二も金メダルを取りました。それで、本場に不自由な方々が私の何倍ものスピードでコンピュータを操作できる。これはだから、同じ仕事をすると私の何倍もの賃金取っていいわけですから。しかし、彼らだて最初からそうではなかったんですね。訓練に訓練を重ね、周りの温かい支援に支えられてそのまじった。そうするとこれ、最初減額措置やっていたって、今私の十倍給料取っていいんだと。そうなったとき、やっぱりフォローアップという、これが必要なんで、そのきめの細かい政策をきちんとやれば多様なニーズにこたえられると思ひまして、必ずこれは実現させたいと思ひます。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

障害者であるというだけの理由で差別をするということとは排除されなくてはいけないと思ひますが、障害者の方々が一十二分な雇用機会が確保され、そして充実した職業人生が送れるスタートがたくさんつくられるような御配慮をよろしく願ひいたします。

次に、地域別最低賃金について、今般、労働

者の生計費を考慮するに当たって生活保護に係る施策との整合性に配慮するという文言が入っております。この生活保護に係る施策との整合性に配慮という文言を入れたことの意味について改めてお伺ひいたします。

○政府参考人(青木豊君) これは、今度の最低賃金の改正案の中で、御指摘にありましたように、地域別最低賃金の水準について生活保護との整合性も考慮して決定することを明確にしようということで、新たに追加することとした規定であります。

これは、生活保護との関係でいえば、地方最低賃金委員会における審議に当たりまして考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものである。最低賃金の書きぶりとしては生活保護との整合性に配慮すると規定しておりますけれども、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する趣旨でございます。

○坂本由紀子君 ところで、日本の生活保護に相当するところの諸外国の公的扶助給付について教えていただきたいのですが。

○政府参考人(中村秀一君) 委員からの御指摘、御質問の諸外国の公的給付でございます。なかなか、諸外国の制度違いますので、びつたり日本の生活保護と合うかどうかは難しい点がございますが、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、私どもが二〇〇四年に調査いたしましたものによりますと、例えばは保護基準額などにつきましては、例えば東京を一〇〇としたしますと、いろんな推計をするわけでございますが、その報告書では、スウェーデンが七二でございますかと、ドイツが七二、フランスが六九・五、イギリスが七一というように、アメリカは三二というように、日本の生活保護の水準は諸外国に比べて低いということはなく、むしろ、この報告書だけ見ますと極めて高いという状況になっております。

一つは通貨レートなんかの問題もありますので、今日の通貨レートで見ますと、スウェーデン

七二と申し上げましたけれども九一になっていくと、ドイツ、フランスが八五、八四、八二になっているとか、そういう問題がありますけれども、総じて、日本の東京の基準でございますが、外国に、今挙げた国の生活保護に相当すると思われれるものに比べて低いということはないというふうでございます。

○坂本由紀子君 質問通告してないので恐縮ですが、局長にちょっと伺ひたいのですが、最賃法の対象となる賃金に住宅手当は入るんですか。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当を入れていくか入れていないかということでございますけれども、様々な資料を総合判断して地方の最低賃金審議会で決めるということになっていきます、具体的なことを。その際、考えておりますのは、単身世帯の若年者の初任給というようなところがイメージをされているということだというふうに思っております。

○坂本由紀子君 ちょっと聞いた趣旨が違っていて、賃金が最低賃金を下回ってはいけないう言っている場合の賃金には住宅手当が入るのか入らないのかという意味なんです、住宅手当を入れて考えるのかどうかという。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当は算入して考えるということでございます。

○坂本由紀子君 そうすると、住宅手当を払っている企業であれば、一般的な給与にプラス住宅手当を加えて、それが最低賃金額を超えてはいけないうことですか。

○委員長(岩本司君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(岩本司君) 起立してください。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金の対象となる賃金から除外しておりますのは臨時に支払われる賃金とかそういったもので、列挙されておりますが、その中に入っておりますので、それは算入して考えるということでございます。

○坂本由紀子君 分かりました。もう時間が大分なくなってきたので恐縮です

が、これから地域別最低賃金が生活保護を下回らない、つまり、働けば、頑張ったらそれだけの報酬が得られるという方向で持っていくことは、これは働く人たちの意欲を高めるという意味で大変大事なことであらうと思ひます。

一方、日本の生活保護については、その在り方というのを今行政の中で見直ししていらつしやると思ひます。最低賃金ぎりぎり生活をしていらつしやる方に、賃金に加えて必要な手だてがまた十二分に整えられるということも大事なことをかと思ひまして、そういう意味で、生活保護制度の見直しの中で、日本の生活保護制度の在り方を考える中で、純粋に生活保護としてやらなくてはいけないものと、それから医療制度の中等で総合的にやり得るもの等々、いろいろな切り分け方があるんだらうと思ひます。今後御検討いただく中で、我が国の実態に合った制度として見直しが進められることを要請して、私の質問を終わります。

○石井準一君 自由民主党の石井準一であり  
ます。順次通告に従い質問をさせていただきます。

昨今の労働をめぐる環境を見ますと、大変  
大きな構造的な変化に伴い雇用を取り巻く環  
境は大きく変わってきており、労働環境の改善  
に向けた取組が求められているのが今日の課題  
であります。こうした労働環境を含めた我が国  
の社会全体が、少子高齢化の進行に伴う労働  
力人口の減少や産業構造の変化に伴う就業  
形態の多様化、労働時間の二極化、ワーキング  
プアと呼ばれる雇用の社会問題などを踏ま  
え、労働政策につきましては、このような環境の  
変化を見据え、方向性を決して誤ることなく、  
力強く進めていかなければならないと思いま  
す。こうした労働をめぐる環境が多様化してい  
る中、今様々な問題がこの委員会でも指摘をさ  
れてきました。例えば、年長フリーターやネッ  
トカフェで寝泊まりする不安定就労者に象徴  
される若者の雇用問題、パートタイム労働者  
が増加する中で賃金等の処遇の問題、長時間  
労働が常態化する正規雇用の健康や生活  
をめぐる問題などが取り上げられてきておりま  
す。また、年次有給休暇の取得率の推移を見  
ても、一九九〇年代後半から低下傾向にあり、  
労働者の健康面への配慮、企業の生産性向上  
に加え、少子化対策の観点からもワーク・ライ  
フ・バランスの実現に向けた取組が急務でありま  
す。

こうした労働者の生活の安定を確保するため  
のセーフティネットとして機能するはずの最  
低賃金制度につきましては、その水準が生活保  
護以下であるといった逆転現象が一部で生じ  
るなど、その不十分性が指摘をされ、見直しを求  
められているわけがあります。これらの問題は  
一朝一夕に解決できるものではなく、その解決  
に向けた継続的な取組が重要であると私は考  
えます。

この点、さきの通常国会では、若者の雇用機

会を確保するための雇用対策法の改正、パート  
タイム労働者の均等待遇の確保や正規雇用への  
転換を進めるためのパートタイム労働法の改正  
など、三つの法改正が実現をしております。し  
かし、本日議題となっております労働契約法  
案、そして最低賃金法改正法案につきましては  
誠に残念ながら成立には至らなかったところで  
あります。これらの二法案、いずれも働き方の  
ルールの根幹を成す法案であり、その早期成立  
こそ、今労働分野で求められている最重要課題  
であると考えるからであります。

そこで、これらの二法案について、まず大臣に  
お伺いをいたします。  
労働政策の課題が様々ある中で、この二法案  
はどのような位置付けや意義を持っているのか  
そのお考えを聞かせていただきたくお願いをい  
たします。

○国務大臣(舛添要一君) 午前中の小林委  
員の御質問にもお答えいたしましたけれども、  
日本の近代の歴史、もともとと言うと世界史と言  
ってもいいですけど、そういう長い流れの中で今を  
どう位置付けるかという発想も実は必要だと  
いうふうに思います。

近代産業革命で一気に産業化が進んだとき  
に、労働者保護というものがどうしても後回し  
されてきた。ですから、ヒスマルクのような政策  
が出てくる。そしてまた、ソーシャリズムという  
言葉は、これは、つまりソーシャリズムというのは  
フランスで最初に起こったわけでありまして、何  
もマルクスをまつまてなかったわけですから、中  
において、やはり働く人たちの生活の改善をどう  
するか、一歩遅れですけど、ずっとやってきた。  
そういう中で二十世紀を、まあ一気に飛びま  
すけど、二十世紀を迎える。  
我が国について言うと、幕末、明治維新の改  
革があり、そして昭和二十年の敗戦以後の改  
革があった。そのときの少なくとも戦後の改革、  
これは戦災から復興する、そして新しい国をつ  
くるということで高度経済成長を遂げた。そし  
て一定の、OECDに入り、先進国の仲間入り

をした。その中で、実は豊かさを表現したと思  
ったところにバブル、そしてバブルの崩壊という形  
がありました。

じゃ、どういう形でこの国を立て直していくの  
かと。小泉内閣は一つのやり方を示した。しか  
し、私はそれがすべての解ではないだろうという  
ふうに思っています。ですから、例えばアングロ  
サクソン型の社会の在り方というののも一つの在  
り方であろうし、また、例えばスウェーデンやデ  
ンマークのような北欧型の在り方も一つの在り  
方であろうと思えます。どちらのやり方であ  
ったって、結果的にそこに住んでいる国民が豊かで  
安心して希望が持てる生活ができればいいわけ  
です。非常に、例えば消費税の負担が重い北  
欧であったって、はるかに日本より経済成長を  
遂げている。そういうこともありますし、市場  
経済原則だけですが、いくらかということ、今  
の格差の問題含めていろいろな反省が起こってい  
るわけです。

そういう中で、取りあえずバブルから崩壊とい  
うことで、バブルの崩壊による不況から抜け出  
すと、そのことにこの十五年間全力を挙げてき  
た。しかし振り返ってみたら、その結果として  
格差、それからこの労働環境の問題含めて非常  
に大きなひずみが生じた。今までのように  
セーフティネットとしての企業の役割を頼る  
時代はもはや終わったと思えます。

そういう意味では、きちんと政府の役割が何  
であるかということをやらないと、何でもかんで  
も官から民へ、官から民へ、民に任せればいって  
もんじゃなくて、民が駄目になったからこそ官が  
しっかりしないといけない側面がある、それが正  
にこの労働政策であるというふうに思っています。  
やはり、契約に基づいてきちんとしたルールをや  
っていく。そうでなければ、ひずみが全部労働者  
の方に持ってしまいます。これが労働契約法であり  
ます。

そして、とにかく大きな会社に入れば、フリン  
ジベネフィットという形で住宅から診療所から  
スパーマーケットから全部提供できた、そうい  
うような時代が終わったわけですから、セーフ  
ティネットを張り巡らす役割は企業ではなく  
てもはや私は政府にある、その政府の役割をき  
ちんとやるのがこの最低賃金法であるというふ  
うに思っています。

あと一つ、これはまだ審議中でありまして、  
そういう労働関係の法律をきちんと整備する  
ことによつて、働く人たちが生き生きと、そして  
安心して安全で生活できる、それが日本の今か  
らの活力を生む道だと思えますので、そういう  
位置付けにおいて、私は大きな世直しの一つが  
この労働三法であるというふうに思っており  
ます。

○石井準一君 大臣の答弁にもありましたと  
おり、時代の要請を踏まえ、だれもが安心、納  
得して働くことのできる環境の整備という観点  
から最低限度のルールを不断に見直すというこ  
とが政治に求められていると私は思っています。  
とりわけ、最低賃金制度は、国が法的強制力  
を持つて賃金の最低額を定め、使用者はその金  
額以上の賃金を労働者に支払わなければならない  
という制度であります。今般、約四十年ぶ  
りの抜本的な法改正が提案されたということ  
であります。その基本的な内容について政府に  
確認をしたいと思えます。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金制度は、  
賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとし  
て重要なものと認識しております。就業形態  
の多様化等といった社会経済情勢の変化に対  
応して、今後とも安全網として一層適切に機  
能することが求められていると考えております。  
今回の改正法案におきましては、地域別最低  
賃金について、その水準を生活保護との整合性  
も考慮して決定すること、それから不払に係  
る罰金額の上限、現行二万四千円ですけれども、こ  
れを五十万円に引き上げることといったし  
ております。こうしたことによつて最低賃金制  
度(安全網)としてより一層適切に機能するこ  
ととなるというふうに考えております。

○石井準一君 今年は何例になく最低賃金に

関する話題が各種のメディアで取り上げられており、私の地元千葉県は、時給で十九円引き上げられ、七百六円となります。東京の引上げ額が二十円であったことからすれば大きな引上げだと思えます。

一方、千葉県の企業のうち九九・八%が中小企業であり、小規模企業も八七・二%と、千葉県の経済を支えるのは中小企業と言っても過言ではありません。このため、最低賃金の水準については、地元経済に与える影響なども総合的に考えながら決定することが必要であると考えます。

改正案では、地域別最低賃金制度を充実する観点から、各地域における地域別最低賃金の決定を行政機関に義務付け、その際には地域における生計費等が考慮されるべきことが規定をされており、それだけ地方を重視したものと考えます。

一方、現行の目安制度は、その言葉のとおりあくまでも地方の審議会における審議の参考にすぎず、拘束力はないもの実質的には影響が大きいのではないかと考えられます。地域における最低賃金の決定が中央志向的な決定システムとなってしまうと、目安にとらわれ地域の実情を適切に表した最低賃金額が決定されないというおそれがあるのではないのでしょうか。

地域別最低賃金の決定につきましては、目安制度も含めて、地域の実情を適切に反映したシステムとする必要があると考えますが、法改正後の地域別最低賃金の決定の在り方についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 現行の地域別最低賃金については目安制度というものがあつてあり、この現行の地域別の最低賃金の改正に際しましては、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるように、中央の最低賃金審議会が地域別の最低賃金額の改正の目安を毎年作成して、地方の最低賃金審議会に提示をしております。

この目安は地方最低賃金審議会の審議の参

考として示すものであつて、これを拘束するものではないんだというふうな了解をされているところでございます。毎年の答申に際しても、中央最低賃金審議会において、地方最低賃金審議会において自主性を発揮されることを強く期待する旨、申し添えているわけであり、

〔委員長退席、理事蓮舫君着席〕

地域別最低賃金の具体的な水準については、地方の最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が提示する目安も参考にして法改正の趣旨に沿った議論が行われまして、その結果に沿って適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

私もとしては、地方の最低賃金審議会に対して地域の実情に即した資料が十分に提出された上で法改正の趣旨に沿った審議が行われるように、都道府県労働局に対して指導を行つてまいりたいというふうに思っております。○石井準一君 局長の方から、地域の実情も見ながら最低賃金の水準は決められていくというお答えがありました。是非、地方の経済状況が反映される仕組みを維持していただきますようお願いいたします。

次に、最低賃金の決定基準について伺いたいと思つております。

改正法案では、地域別最低賃金の決定に際して、労働者の生計費や賃金等を考慮し、特に生計費については生活保護との整合性についても配慮するとしておりますが、具体的にはどのような労働者像が想定されているのか余り明確ではないように思われます。また、最低賃金決定の際の生活保護との整合性に配慮に關しまして、例えばどのぐらいの収入があれば税金や社会保険料を支払った上で健康で文化的な最低限の生活ができるのかを検討するなど、生計費についての想像をめぐらして議論を深めていくことが必要ではないかと私は思つております。

政府は、地域別最低賃金の決定に際し、生計費を考慮するに当たつての生活保護との比較に際してどのように認識をされているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されており、これに對して生活保護は、市町村を六段階の級地に区分してあります。また、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なつておりますし、あるいは必要に応じて各種加算があります。また住宅扶助あるいは医療扶助等があります。こういった点をどのように考慮するかといった問題がございます。

しかし、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものでありますので、モラルハザードの観点からも、少なくとも最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題であるというふうに思つております。このため、最低賃金と生活保護の水準を比較するに当たつては、手取り額で見た最低賃金額と、衣食住という意味で、生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内の人口加重平均、これに住宅扶助の実績値を加えたものと比較することをお勧めいたします。

この考え方はどうかというふうに思つております。いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのよう考慮するかにつきましては、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものと思つております。

○石井準一君 御答弁ありがとうございます。次に、最低賃金審議会についてお伺いをしたいと思います。

最低賃金を決定するために、中央及び地方に労働者、使用者、公益の三者同数で構成される最低賃金審議会が設けられておりますが、労働者側の委員には労働組合の代表者が多いと聞いております。近年、就業形態の多様化

等により、パートや派遣労働者など、労働組合に組織されていない非正規労働者が増加を続けているところであり、パートの労働者等については概して低賃金であることが多く、地域別最低賃金の影響を大きく受けるものと思われ、現在の審議会の委員構成を見ると、パート労働者等の意見が反映されにくいのではないかと思つております。こうした方々の意見が反映されるよう配慮する必要があると思つて、見解のほどをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 地方最低賃金審議会の労働者を代表する委員につきましては、現行の最低賃金法二十九条及び最低賃金審議会令第三条の規定に基づきまして、都道府県労働局長が労働組合の推薦を受けた者の中から非正規労働者を含む労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているということでございます。そういうことで、審議会には非正規労働者の意見も十分反映されるものと思つております。

また、地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議におきましては、現行法の三十一條五項の規定に基づきまして、意見を述べようとする関係労使の意見、これを聴くものと思つております。

〔理事蓮舫君退席、委員長着席〕

またさらに、最低賃金審議会が最低賃金額についての意見を提出した場合におきましては、関係労使はこの最低賃金審議会の意見に対する異議の申出もできるとされております。

このように、非正規労働者を含めた関係労使の意見の反映に万全を期した審議会の運営が行われているというふうに承知をいたして、お答えいたします。

○石井準一君 御答弁をいただきました。パートや派遣労働者などの意見が更に反映されるよう御配慮をお願いいたします。

次に、最低賃金の実効性を高めるという観点から幾つかお伺いをしたいと思います。